

新潟市長 篠田 昭
(担当 地域・魅力創造部)

アクションプランを実現するための提案について

1 提案項目

「区役所の住民サービスを活用したワンストップ・サービス」

2 提案内容

全面的な事務権限移譲を前提とした上で、当面は、全区役所（8か所）において常設で職業相談・紹介業務のみを実施する。

その後、順次取り扱い業務を拡大すると同時に、新潟市行政区域とハローワーク管轄区域の統一を行う。

(1) 当面の一体的実施内容（Step 1）

市内全ての区役所（8か所）において、ハローワーク求人端末設置等による情報提供及びハローワークから職員の派遣による職業相談・紹介業務を常設で実施し、生活保護受給者、障がい者、高齢者、ひとり親家庭、子育てなどへの福祉的支援をはじめとした区役所業務と就職支援業務を一体的実施することにより、就業・自立支援の強化と市民サービスの向上を図る。

(2) 一体的実施内容の拡大（Step 2）

各区役所において、順次に業務の拡大を進め、必要なハローワーク職員の増員と機器の増設等によりハローワーク全業務を実施する。

また、本市行政区域とハローワーク管轄区域の統一を図る。

(3) 事務権限移譲（Step 3）

財源と人員の移管についての課題を整理した上で、事務権限の移譲を受ける。

3 実施体制

本事業は、国（ハローワーク）と本市の「雇用対策協定」の締結により、各区役所へハローワーク相談員の派遣と求人情報検索機を設置し、一体的・総合的な支援サービスの提供を目的として実施する。

実施に当たっては、運営協議会を設け新潟市と新潟労働局が密接に連携し、お互いの信頼関係の下に相互に意見交換を行い、市民サービスの向上を図るため協力関係を構築する。

4 提案理由

(1) 身近な職業相談・紹介窓口等の必要性

本市内にはハローワークが3か所設置されているものの、さらに、就業及び自立支援の強化のためには、身近な施設において、就職支援サービスを提供していくことが求められている。

(2) 区役所の市民サービスと連携する優位性

区役所は市民に密着した地域の総合的な行政機関として、市民サービス提供の拠点としての機能を担っており、地域の行政需要に対応した質の高い行政サービスを提供することが求められている。

区役所が持つ、生活保護受給者や障がい者、高齢者、ひとり親家庭、子育てなどへの福祉的支援をはじめとした様々な機能とハローワーク機能が連携することで、利便性が高く、総合的な市民サービスを一元的に提供することが可能となる。

(3) 本市雇用施策の充実

本市内にハローワークが3か所あり管轄区域が近隣市町村を含んでいることから、本市に限った労働情勢の把握ができていない。

本市行政区域とハローワーク管轄区域の統一を図り、本市労働情勢の把握を可能とし雇用施策の強化を図るとともに、権限移譲を円滑に進める。

区役所の住民サービスを活用したワンストップ・サービスの実施

ハローワーク

- 職業相談・紹介
- 求人受理
- 職業相談・紹介
- 雇用保険給付・適用
- 助成金手続
- 雇用情勢等統計
- 公共職業訓練，基金訓練の相談・受講あっせん など
- 給付金申請

↑ 雇用対策協定締結・運営協議会設置 ↓

ハローワーク業務の実施

- ・ ハローワークからの職員派遣
- ・ 求人情報検索機などの必要機器設置

Step 1

- 職業相談・紹介業務の実施

Step 2

- 求人受理
 - 給付金申請
 - 公共職業訓練，基金訓練の相談・受講あっせん など
- [ハローワーク全業務実施]
- 雇用保険給付・適用
 - 助成金手続
 - 雇用情勢等統計

新潟市 (区役所)

区役所業務の実施

- 生活保護関連業務
 - ・ 決定・開始・自立支援
- 福祉的支援業務
 - ・ 障がい者
 - ・ 高齢者
 - ・ ひとり親家庭
 - ・ 子育て など

一体的実施

Step 2

新潟市行政区域とハローワーク管轄区域の統一

Step 3

財源と人員の移管についての課題を整理した上で事務権限移譲

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成 25 年 8 月 20 日

新潟市

1. 提案の概要

福祉事務所保護課内に、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者及びこれらの申請者並びに相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援相談員と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2. 提案理由

平成 20 年 9 月に発生したリーマンショックに端を発する世界的不況により、新潟市内でも稼働能力を有する生活保護受給者が増加傾向になる中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

この点、現在も、新潟市はハローワークと連携した取組を実施して一定の成果が出ているところであるが、これまで以上に両者が連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

3. 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者及びこれらの申請者並びに相談者とする。

(2) 設置場所

新潟市中央区役所内

(3) 実施内容

国が行う無料職業紹介等と市が行う生活保護に係る業務を一体的に実施する。

具体的には、国（ハローワーク）は、設置する窓口職員を配置し、市から誘導を受けた支援対象者等に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

市は、保護課において生活保護に係る業務の実施に加えて、就労支援員を配置して、生活保護受給者等に対する就労意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者等を、国の窓口へ誘導する。